

生存権裁判連 二ユリス

第四〇号 二〇〇九年八月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(〇七五一二四一一二四四)

全国生活保護裁判連絡会 第15回総会・交流会のご案内

なくそう貧困、地域から

〜今、生活保護が熱い！

記念講演「豊かさへのもう一つの道」貧困、地域、派遣村」 暉峻淑子さん (埼玉大学名誉教授)

●派遣村における生活保護適用、母子加算復活法案参議院可決：いま生活保護に熱い視線！

●2009年北九州市相手の裁判で連勝！ 三郷事件も勝利しよう！

【日時】2009年9月20日(日) 開場午前9時30分 開会午前10時 閉会午後4時

【会場】さいたま共済会館 (JR浦和駅西口下車10分) さいたま市浦和区岸町7-5-14

【参加費・資料代(当日払い)】 ○参加費 500円 ○資料代 1,000円

【申込・問い合わせ先】 全国生活保護裁判連絡会事務局 つくし法律事務所 TEL075 241 2244 FAX075 241 1661 E-mail jinken@eagle.ocn.ne.jp

【現地連絡先】 埼玉県社会保険推進協議会 〒336-0011 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内

TEL048 865 0473 Fax 048-865-0483

E-mail info@shahokyo.org



生存権裁判特集

福岡生存権訴訟判決について

弁護士 縄田浩孝

6月3日、土砂降りの雨の降る中、福岡生存権訴訟の判決があった。結果は、原告側の敗訴で、文字通り、なみだ雨となつてしまった。少し離れた報告会場まで、雨の中を、高齢で、足の悪い方が多い原告を歩かせるのが、本当につらかった。

福岡生存権訴訟は老齢加算の減額廃止の違憲違法を争う訴訟である。原告は最終的に39名、平均年齢約79歳、最高齢90歳(いずれも結審時)である。福岡での訴訟の特色は、裁判官が原告2名の自宅に来て尋問を行ったこと、高齢者の医療・介護に携つておられる医師やホームレス支援に携つておられるNPO法人の担当者を証人として高齢者の特別需要発生の医学的基礎や介護保険などの関係、高齢者の生活の実態やその中で必要となつてくる最低限の費用など、高齢者の特別需要の存在に焦点をあてて立証したことがあげられる。年をとれば慢性疾患や障害に苦しむようになる。そのため生活する上で他人の手や足を借りなければならなくなる。それには当然お金がかかる。介護保険もあるが、それで全てカバーされるわけではない。しかし、老齢加算廃止後は70歳になるとそれまでより約3000円基準生活費が少なくなる。健康寿命から見て、だんだん人の手を借りなければならなくなりお金がかかり出す年齢になつて、かえつて保護費が減る。それはいく

らなんでもおかしいでしょう。というのが、福岡での素朴な主張であった。

しかし、そのような主張は判決ではバツサリ切られたというか、正面から取り扱われなかった。判決は、国が老齢加算減額廃止の根拠とした2つの比較論に法56条の正当理由があるとしたのである。すなわち、単身無職の60歳から69歳までの者と70歳以上の者の生活扶助相当消費支出額を比較すると、全世帯平均、第1・5分位、第1・10分位において、いずれも60歳から69歳までの者より、70歳以上の者の生活扶助相当消費支出額が低いというのが比較①であり、第1・5分位の70歳以上の単身無職の者の生活扶助相当消費支出額と、70歳以上の者の老齢加算を除く生活扶助基準額を比べると、生活扶助基準額が高いというのが比較②である。この2つの比較論に対し、原告側は漏給層の存在等、多くの問題点を指摘して批判したが、受け入れられなかった。やはり、比較①における第1・10分位、第1・5分位だけでなく、全世帯平均でも70歳以上の者の方が生活扶助相当消費支出額が低いという点が重く効いたのではないかと想像する。しかし、やはり比較論には問題がある。健康寿命から見て、だんだん人の手や足を借りなければならなくなる年齢になつて、かえつて消費が減るといふのは、事に反するからである。そのような事に反することが現実起きているとすれば、それはそのような事に反することを強いる理由があるからである。各種の統計を見ると、高齢者は貯蓄を取り崩して消費をしている。それが70歳を超えると、先のような人の手や足を借りなければならなくなるという事情が新たにでてくるはずなのに、60代よりも消費が少なくなるというのは、やはりおかしい。そのようなおかしなことが起きる理由は、

70歳を超えると60代よりもさらに仕事がなくなつて年金を補う収入を得にくくなり、今後の生活の不安から貯蓄の取り崩しを控えざるを得なくなるからとしか考えられない。需要はあるのにそれを實現する収入がないから消費を控えざるを得ないという状態になつていふと思われるのである。つまり、国の比較論の基礎となつてい

る数字は、70歳を超える高齢者の需要を反映した数字ではないと考えられる。他方、生活保護法は需要を測定するように規定している。そうすると、国の比較論は、法の要求するデータではないから、それを法56条の正当理由にすることはできないと考えられるのである。

また、判決は、原告の生活実態を検討し、健康で文化的な生活水準を下回つていふとは言えないとした。判決の検討の基準である健康で文化的な生活水準が具体的に何か明らかでないという理論的な問題もあるが、やはり弁護団としては、原告の生活が健康で文化的な生活水準を下回つていふとは言えないとする裁判官の貧困観を問題にせざるを得ない。たとえば、裁判官が現地まで来て話を聞いた女性の原告は、下着も満足に購入できず、他人の使つた下着をもらつて使うこともあると訴えた。現代のこの国で、他人の使用

した下着をもらつて使う生活が健康で文化的な生活の範囲内だとする裁判官を相手に、国の高齢者にしたことの違憲違法を訴えても裁判にならない。

控訴審では、このような点も踏まえて、貧困観から裁判を組み立てていかなければならぬ。裁判官の貧困観とも闘う苦しい裁判に控訴審でもなりそうだが、次の判決は、同じ雨の日の判決でも、うれしなみだの雨になるように頑張つていきたい。



北海道母子加算削減処分取消訴訟の現状

生存権訴訟北海道弁護団事務局長 中島 哲

北海道で生活保護母子加算削減処分の取消を求めて訴訟を提起したのは2007年12月21日でした。札幌地裁で7人、釧路地裁で1人の原告が同時に提訴し、北海道の生存権裁判は

始まりました。現在まで、札幌と釧路でそれぞれ第6回口頭弁論期日まで開かれております(2009年7月現在)。

北海道において提訴をした段階では、既に、広島や京都で母子加算についての訴訟が相当程度進んでおりましたので、まずは先進各地の功績を最大限活用させてもらいました。

例えば、母子加算廃止の直接のきっかけは、厚生労働省が設置した「生活保護の在り方に関する専門委員会」が母子加算廃止の結論を出したこととされています。しかし、これについては、既に、広島訴訟と京都訴訟の弁護団が当の専門委員会のメンバーを証人として尋問し、「専門委員会として母子加算廃止との結論は出していない」との証言をしてもらつていたのでした。

しかし、一方で、先行訴訟に頼つてばかりもいられない部分も多くあります。特に、近時は「子どもの貧困」についての学問的研究が進んできたことにより、どんだんこの分野についての新たな書籍が出版されている状況です。その都度最新の知識を仕入れて書面を作成しなければなりません。

現在、北海道弁護団が書面にしようと取り組んでいるテーマは「母子世帯の特別需要」と「個

別原告の実態」です。

「母子世帯の特別需要」というのは、生活保護において母子家庭につき母子加算が支給される根拠、すなわち母子世帯が一般世帯に比べて特に金銭を必要とする理由のことです。

母子世帯の特別需要は、母子加算制度発足時は単純に一人で子育てする労働力をカローリー換算したものであったようですが、その後、ひとり親で働ながら子育てをすると食事を外食が多くなることや、ひとり親に育つことによる子どもの精神的負担等が意識されるようになりました。北海道弁護団は、これら従前の議論に加え、近時の子どもの貧困についての視点も加味して、「子どもの養育」に焦点を当てて母子世帯の特別需要論を再構築しようとして試みています。

このように理論的にくみ上げた「母子世帯の特別需要」もそれを裏打ちする個別の原告さんの生活実態を明らかにして初めて説得力を持ちます。私たちは何より個別原告の実態を裁判所に届けなければなりません。今、弁護団は若手団員を中心に原告さんの家庭にお邪魔してお話を聞き、また、実際に家庭を目で見て、原告さんの生活の実

態を克明に描き出し、裁判所に伝える書面を作成している努力をしているところではあります。

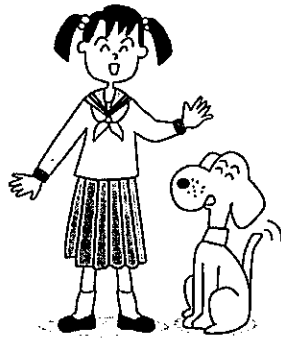
また、支援する会を中心に母子加算廃止の問題点を世論に訴えかけ続けてきたことが徐々に実を結び、母子加算廃止がマスコミ等に取り上げられることが多くなりました。そして、このような運動の成果が裁判に反映されることもあります。

前記専門委員会では、全国消費実態調査結果を厚生労働省が母子家庭について独自に集計したものの「特別集計」と呼ばれています。が前提資料として配布され、その資料をもとに生活保護を受けていない母子家庭の消費支出が生活保護費から母子加算を削つた額とほぼ同じ程度であるという比較がなされ、これを根拠に母子加算廃止を決めたこととされています(実際には委員は「廃止」とは決めていないことは前述の通りです)。ところが、この特別集計は数十世帯から数百世帯しか母数が存在しない統計資料であり、母子加算廃止の根拠とするには極めて薄弱なものでした。私たちはこれはおかしいとずっと言い続けてきましたが、世論の高まりを受けて、6月22日に衆議院において民主議員からこの特別集計について質問がなされ、内閣総理大臣麻生太郎名義で「特別集計につき有意性は確認できない。」との答弁を引き出したのです。国が母子加算廃止の根拠とした資料を自ら否定したことは大きな意味を持ちます。これは運動と世論の高まり

がもたらした成果だと言えます。

また、最近、北海道弁護士会では、若い世代が母子加算問題へ関心を持ち、裁判を支援してくれるよう、学生への働きかけを意識しています。弁護士が様々なつてをたどっては大学のゼミに母子加算訴訟の話をしに赴いています。少しずつ成果が出て、前回の札幌地裁での期日では3人の学生さんが傍聴に来てくれました。これをきっかけに支援の学生の輪を広げて行きたいと考えております。

これからもご支持ご支援をよろしくお願いいたします。



北九州市自動車裁判

〜峰川訴訟〜

弁護士 深堀寿美

1. 去る5月29日、福岡地方裁判所は、北九州市自動車裁判において、北九州市の保護停止処分決定が違法であると判断し取消を命じ、加えて、その違法処分につき北九州市に対し損害賠償を命じる判決を出しました。この判決は、北九州市が控訴を断念したことで確定し、北九州市はこの夫妻に謝罪をしました。

2. 本件の概要はこうです。高齢が、理由中には問題点が多々ありの障害者夫婦（処分当時夫67歳、妻74歳）は野菜の露天商を

まず第一に、処分価値のない自動車（北九州市も争っていません）を、売れないのですから、「売却し走行距離がある処分価値のない軽自動車を購入してしまいました。露天商の仕事には、夫婦の病気や障害の関係で戻れそうもなくなりまして。が、妻は車椅子での移動を余儀なくされ、通院に自動車が必要で、夫も心臓病があり、自り得ないはずで、ですから、処分分の通院や妻の通院、買い物、夫婦そろって外出に自動車は不可欠でした。ところが、北九州市の門司福祉事務所（本年5月にも39歳男性の餓死者が出たところ）は、ずっと「手放すよう」処分指導をしてきました。夫婦は、処分には逆に費用に係るし、自動車が無くると日常生活が送れないので、ずっと拒んでいましたが、2004（平成16）年の8月にと

うとう自動車の処分指導に従わないうという理由で保護停止処分決定を受けてしまいました（ただ、翌年の4月には、「生活に困窮している」として保護を再開しました。それなら最初から停止にするな、と言いたいです。）。しかしながら、問題を整理する

3. 裁判所は、当該夫妻には自動車の保有を認めることが真に必要なであるとする特段の事情があったとし、処分庁は自動車の保有を容認すべきであった旨判示しました。この判断自体は正当なのです

利益を得られるという点を社会情勢や国民感情から容認できるかどうかを考えるべきだ、といっています。そして、自動車の保有率を全体と低所得者層とに分け、低所得者層では保有率は低い点も加味し、自動車は処分価値が無くても当然に保有が認められるものではない、と結論づけています。

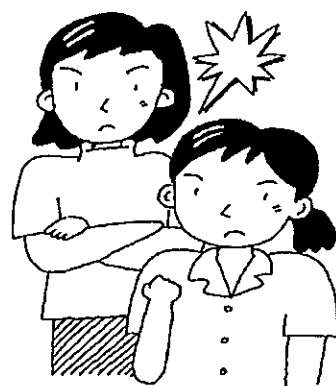
自立のための保護費消費自由の原則を一部認めた学資保険裁判最高裁判決に従えば、「維持費が掛かる」というようなことはおよそ処分根拠になりません。また、保有率について、これまで、行政ですら「一般世帯」での普及率を問題にしていたはずなのに、何故、低所得者層での保有率を問題にするのでしよう。母子加算廃止の暴論と同じ論法を裁判所まで取っているのです。

4. 福岡では、1998年5月に大牟田自動車裁判でも、母子家庭の母親が親戚から自動車を借りて通勤や生活に使用していたことを理由に保護廃止処分をしたことを違法として取り消させた経緯もあります。自動車を巡る二つの裁判をし、二つの裁判とも1審で確定しているのですが、保有しても処分されない理由は、今回の裁判でもスッキリしませんでした。

5. 二つの裁判とも、行政は「言い分の一部は認められたので」という理由で控訴していませんので、

事案の早期解決のためには、判決理由は確かに役に立っていません。

しかしながら、保有の可否の点をどこかでスッキリさせないと、この自動車保有問題を根本的に解決することはできず、紛争は繰り返してしまおう、と考えています。



母子加算復活法案、参議院で可決！

弁護士 舟木浩

本年6月25日、生活保護の母子加算を復活させる法案が参議院本会議で可決されました。生活保護基準の設定は厚生労働大臣の裁量事項であり、本来、国会の審議は予定されていません。母子加算の復活という生活保護基準の一部変更が法案として提出されたこと、そして、それが可決されたことは、いずれも生活保護の歴史上初めてのことです。今回の画期的な取り組みについて、法案提出や可決に至る経緯の概略をご報告いたします。

生活保護の母子加算は本年4月1日に全廃されました。これに対し、母子加算の復活を求める運動を盛り上げるべく、全国的な審査請求の取り組みが進められ、5月15日には全国各地の160名以上の方々が審査請求を起こしました。また、急遽、「戻せ！母子加算」集会実行委員会が立ち上げられ、5月24日にはフリーダイヤルで全国どこからでも相談を受け付ける「ひとり親家庭なんでも電話相談」を実施し、併せて、母子加算の復活を求める緊急集会を京都で開催しました。

このような運動の盛り上がりや背景にして、民主党を中心に母子加算復活法案の提出に向けた準備が進められました。民主党の山井和則議員はかねてから法案化の構想を進めており、本年5月25日、山井議員を中心に民主党内に母子加算復活作業チームが結成されました。このチームは、その後、連日勉強会を開催して、当事者、支援者、学者、厚生労働省などから聞き取りを実施しました。そして、6月4日、野党四党からの共同提案という形で、衆議院に母子加算復活法案が提出されました。

この法案提出を受けて、弁護士や市民団体などが更なる社会的な盛り上がりを作り、与党に対する働きかけを強めました。法案提出に対しては、6月4日、生保裁判連や反貧困ネットワークなど7つの市民団体が

連名で法案提出を歓迎する声明を発表しました。また、6月9日には、岩波新書『子どもの貧困』の著者である阿部彩さん、評論家の樋口恵子さん、しんぐるまざあず・ふぉーらむの赤石千衣子さん、反貧困ネットワークの代表である宇都宮健児弁護士、竹下義樹弁護士らが呼びかけ人となり、緊急集会「子育てを応援してください！子どもに貧困を背負わせないで！」を開催しました。さらに、生存権裁判弁護団や日弁連「貧困と人権に関する委員会」に所属している弁護士らが国会議員のもとを回り、母子世帯に貧困が集中している実態を無視した母子加算廃止の問題点を説明し、厚生労働省が代替策と称する施策を批判しながら、母子加算の復活を求めました。6月13日には、生存権裁判を支援する全国連絡会が「生存権裁判を考えるシンポジウム」を開催しました。しかし、厚生労働省から与党議員に対する巻き返しもあったようであり、このような波動的な運動の盛り上がりによっても法案可決に向けて与党の協力を得るには至りませんでした。

そこで、野党四党は、衆議院に提出していた法案を6月15日に取り下げ、翌16日、参議院に法案を提出し直しました。6月17日には、党首討論において鳩山由紀夫民主党党首が母子加算の復活に言

及するに至りました。弁護士や市民団体は与党議員に対する働きかけを続けました。6月18日には日弁連が生活保護「母子加算」制度の復活を求める会長声明を発表しました。また、市民団体は、同日、参議院議員に向けて緊急院内集会「子育てを応援するってウソ？」を開催し、母子加算の復活を呼びかけました。そして、集中的に母子世帯の当事者、市民団体、法律家の声を国会議員に届け続けた成果として、6月25日、参議院厚生労働委員会において母子加算復活法案が採択され、同法案が本会議でも採択されました。ただ、やはり与党の協力を得ることはできず、残念ながら、いずれの審議においても与党議員は退席しました。与党の審議拒否に対しては、同日、生保裁判連を含む22の市民団体が審議拒否を批判する共同声明を発表しています。

すでに衆議院は解散され、総選挙が近づいています。この間の取り組みを踏まえ、民主党のマニフェストには母子加算の復活が盛り込まれました。政権交代が実現するか否かは選挙の結果を見るまでわかりませんが、どのような結果になろうとも、貧困の連鎖を加速させる誤った施策をこのまま放置することはできません。引き続き、母子加算の復活を求めていきたいと思えます。そして、母子加算の復活が実現した後は、その成果を老齢加算の復活や生活保

護の運用改善につなげていきたいと思えます。

最後になりますが、この間の取り組みにおいて、全国各地の母子世帯の方々に集会での発言やマスコミの取材にご協力頂きました。残念なことに、一部のマスコミの取材においてご本人の意向を無視した行き過ぎもあり、心身ともに疲弊された方々もおられるようです。この場を借りて、それぞれ大変な状況のなかで勇気をもって窮状を訴えられたことに敬意を表するとともに、共に闘ってください。方々に感謝申し上げます。そして、皆さまに、引き続き、応援とご協力をお願い申し上げます。 以上

